

令和 6 年 5 月 24 日  
消費者庁食品衛生基準審査課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示案  
(食品用器具・容器包装関係)に関する意見募集について

1 意見募集の対象

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示案(食品用器具・容器包装関係)

2 意見募集の趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 1 条による改正により、食品用器具及び容器包装の主たる材質である合成樹脂に対してポジティブリスト制度(原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる制度)が令和 2 年 6 月 1 日から導入されています。

ポジティブリストについては、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)において定められているところ、令和 5 年 4 月 13 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において再整理した結果を踏まえ、令和 5 年 11 月 30 日に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」(令和 5 年厚生労働省告示第 324 号)によって改正を行い、令和 7 年 6 月 1 日の施行を予定しています。

今般、令和 6 年 3 月 12 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会においてさらなるリストの改正について審議の上了承されています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和 6 年 5 月 24 日(金)から同年 6 月 22 日(土)まで(郵送の場合は同日必着)

4 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください(様式は自由)。その際、件名に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する

告示案（食品用器具・容器包装関係）に関する意見」と明記して御提出ください。  
電話での受付はできませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合  
「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」から提出を行ってください。

（２）郵送する場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 11 階

消費者庁食品衛生基準審査課器具・容器包装基準審査室宛て

\* 封筒表面に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示案（食品用器具・容器包装関係）」と朱書きしてください。

## 5 注意事項

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。
- 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。
- お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。
- 氏名、住所及び連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。